

平成 28 年度 第 1 回寝屋川市地域公共交通協議会 会議録

事務局 定刻になりましたので、ただいまより第 1 回「地域公共交通協議会」を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しいところ、御出席頂き誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます道路交通課の清山でございます。どうぞよろしくお願ひします。

地域公共交通網形成計画の背景といたしましては、高齢社会が進展する中、自家用車に依存することなく、公共交通等の各交通手段が連携した適切な役割分担のもと、本市の実情に応じた多様な交通手段について、持続可能な交通社会と活力ある都市の実現を目指すことを目的としております。

この協議会において、交通に関する様々な意見を議論し、寝屋川市に合った計画を策定してまいりたいと考えておりますので、御協力、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま、委員 23 名のうち、21 名の出席でありますので、寝屋川市地域公共交通協議会規則第 6 条第 2 号の規定により、本協議会は成立しておりますので、報告いたします。

第 1 回「地域公共交通協議会」の開催に先立ちまして、寝屋川市戸上副市長より、委嘱状を交付させていただきます。

なお、時間の都合上、委嘱状は皆様の机の上に配布させて頂いており、代表してお一人の方にお受け取り頂きますので、ご了承願ひます。

それでは、代表いたしまして、北村 幸定（きたむら ゆきさだ）様、前へお越し下さい。

副市長、よろしくお願ひします。

副市長 委嘱状。北村 幸定様。寝屋川市地域公共交通協議会委員を委嘱し

ます。平成 28 年 10 月 26 日。寝屋川市長 北川 法夫。
よろしく申し上げます。（委嘱状 交付）

事務局

戸上副市長、北村委員、ありがとうございました。

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料といたしましては、

委嘱状、本日の次第

資料 1 「寝屋川市地域公共交通協議会委員名簿」

資料 2 「寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例」

資料 3 「寝屋川市地域公共交通協議会規則」

資料 4 「寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針」

資料 5 「寝屋川市審議会等の傍聴に関する要綱」

資料 6 「地域公共交通網形成計画策定の目的」

資料 7 「第五次寝屋川市総合計画 後期基本計画」

資料 8 「寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

資料 9 「寝屋川市都市計画マスタープラン」

資料 10 「寝屋川市人口ビジョン」

資料 11 「立地適正化計画に関する基礎調査の概要」

資料 12 「地域公共交通網形成計画策定に伴うスケジュール（案）」

資料 13 「寝屋川市が取り組む交通について」

参考資料といたしまして、

マップねやがわ

の 16 種類となっております。お揃いでしょうか。

なお、本来であれば、事前に資料を配布し、ご確認頂いた上で本協議会に出席して頂くものでございますが、本日は、事前に資料をお渡しできなかったことを、ここでお詫び申し上げます。

次回からは、委員の皆様にも、事前に資料の配布をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、戸上副市長より、御挨拶申し上げます。

副市長 皆さん、こんにちは。副市長の戸上でございます。

本日は、公私何かとご多忙の中、平成28年度第1回寝屋川市地域公共交通協議会にご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

また、本協議会の御参画、そして委員への御就任につきまして、御快諾を賜り、重ねてお礼申し上げます。

公共交通は、私たちが通学・通勤・外出をする時の移動の手段、特に、マイカーを利用できない運転しない学生や生徒、そして高齢者、障害を持つ皆様に取りましては、欠かせないものであるとともに、行政機関、病院や福祉に係る施設、障害施設などがあるエリアとお住いのエリアを結ぶ機能、そして公共交通を多く使って外出して頂くことを通じて、健康の増進や賑わいの創出にも繋がるという様々な機能を併せ持つものと考えております。

この協議会には、専門知識を持つ学識経験者の皆様、公共交通に係る業務を行っている皆様、公共交通を利用する立場の関係団体の皆様、行政機関の皆様、そして公募により選ばれた市民の皆様と、幅広い分野の皆様に御参画頂いております。

今後、公共交通の現状、課題、ニーズなどの整理を行い、本市にとって望ましい、そして持続可能な公共交通網を示すマスタープランとなる「地域公共交通網形成計画」を策定してまいりたいと考えております。

委員の皆様には、どうぞ活発な御意見を頂きますようよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。

続きまして、この場をお借りして、委員の皆様の御紹介をさせて頂

きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、御紹介につきましては、資料1の「寝屋川市地域公共交通協議会委員名簿」の順に紹介させていただきます。

それでは、始めに学識経験者の皆様から御紹介をさせていただきます。

大阪府立大学工業高等専門学校 教授

北村 幸定（きたむら ゆきさだ）様

摂南大学 准教授

野村 佳子（のむら よしこ）様

摂南大学 教授

熊谷 樹一郎（くまがい きいちろう）様

次に、公共交通事業者及び同運転手が組織する団体から、

京阪電気鉄道株式会社 経営企画部 課長

土岐 弘一（どき ひろかず）様

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 大阪支社 総務企画課
長 長澤 卓夫（ながさわ たくお）様

京阪バス株式会社 経営企画室 課長

平尾 輝樹（ひらお てるき）様

日本タクシー株式会社 寝屋川総合営業所 所長

谷川 嘉規（たにがわ よしのり）様

京阪バス労働組合 書記長

渡部 郁夫（わたなべ いくお）様

日本タクシー労働組合 書記長

西形 和彦（にしがた かずひこ）様

次に、商工事業者及び関係団体から、

寝屋川市商業団体連合会 会長

沢井 元男（さわい もとお）様

北大阪商工会議所 寝屋川支所 支所長

星野 創（ほしの はじめ）様

寝屋川市老人クラブ連合会 副会長

小屋敷 一人（こやしき かずと）様

寝屋川市障害団体協議会 会長

丸山 久雄（まるやま ひさお）様

寝屋川市市政協力委員自治推進協議会 副会長

中村 一二三（なかむら ひふみ）様

次に、国土交通省近畿運輸局から、

大阪運輸支局 首席運輸企画専門官 総務企画部門

村上 進一郎（むらかみ しんいちろう）様

大阪運輸支局 首席運輸企画専門官 輸送部門

湯川 義彦（ゆかわ よしひこ）様でございます。

なお、本日は、業務の都合上、欠席でございます。

次に、大阪府及び公安委員会から、

大阪府 都市整備部 交通道路室 都市交通課 課長補佐

豊田 正明（とよた まさあき）様でございます。

なお、本日は、交通道路室 都市交通課 主査 山田 純也（やまだ じゅんや）様に、御出席頂いております。

大阪府 枚方土木事務所 参事兼地域支援・企画課長

玉田 浩一（たまだ こういち）様でございます。

なお、本日は、地域支援・企画課 総括主査 辻井 裕（つじい ゆう）様に、御出席頂いております。

大阪府 寝屋川警察署 交通課長

福井 定紀（ふくい さだのり）様

次に、公募市民として、

小野 隆（おの たかし）様

西尾 一代（にしお かずよ）様

織畠 匡子（おばた まさこ）様

最後に、寝屋川市から、

まち建設部 部長

大坪 信幸（おおつぼ のぶゆき）様 でございます。

以上、21名の皆様でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

続きまして、市理事者、事務局及び関係課の紹介をさせていただきます。

副市長の戸上でございます。

理事の茂福でございます。

次に、事務局から、

道路交通課 係長の濱口でございます。

次に、関係課から、

企画政策課 課長の幸西でございます。

本日は、公務の関係上、課長代理の羽根に出席して頂いております。

資産活用課 次長兼課長の前田でございます。

産業振興室 課長の山口でございます。

高齢介護室 課長の柴田でございます。

障害福祉課 課長の塚本でございます。

都市計画室 室長兼課長の竹本でございます。

本日は、公務の関係上、課長の仲西に出席して頂いております。

私、道路交通課 課長の清山でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、案件に入らせて頂きます。

案件(1)、会長・副会長の選出でございますが、会長・副会長が決まるまで、副市長が議長を務めさせて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか？

委員 異議なし

事務局 ご異議がないようですので、戸上副市長、よろしくお願いいたしま

す。

副市長 それでは、会長・副会長が選出されるまで、議長を務めさせていただきます。

 「寝屋川市地域公共交通協議会」の会長につきましては、「寝屋川市地域公共交通協議会規則」第4条第3号の規定により、前条第2号に当たる学識経験者の委員のうちから、委員の互選により定めることとなっており、副会長につきましては、同規則第4条第5号の規定により、会長は副会長を前条第2号の者である委員の中から指名し、定めることとなっております。

 まず、会長について、どなたか、立候補又は御推薦される方などいらっしゃいますでしょうか。

 もし、いらっしゃらなければ、事務局一任とさせて頂いてよろしいでしょうか。

委員 異議なし

副市長 ありがとうございます。

 それでは、事務局から、会長の選出について提案して下さい。

事務局 会長には、都市計画審議会や開発審査会などの委員の経験をお持ちである、摂南大学教授の熊谷委員にお願いしてはいかがでしょうか。

副市長 ただいま、熊谷委員に会長をお願いしてはどの提案がございましたが、いかがでしょうか。

委員 異議なし

副市長 ありがとうございます。

ご異議なしとのことでございますので、会長は熊谷委員に御就任頂くこととさせていただきます。

次に、副会長の選出でございます。急ではございますが、熊谷会長から指名して頂きますようお願いいたします。

会長 「地域公共交通協議会規則」第3条第2号である委員の中から指名するとのことでございますので、交通施策に広く関わりを持っておられる大阪府立大学工業高等専門学校の前委員に副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

副市長 ただいま、熊谷会長より、副会長に前委員が指名されましたが、いかがでしょうか。

委員 異議なし

副市長 ありがとうございます。

ご異議なしとのことでございますので、副会長は前委員に御就任頂くこととさせていただきます。

それでは、会長・副会長が選出されましたので、今後の地域公共交通協議会の運営につきましては、会長・副会長をお願いいたしまして、議長を降壇させていただきます。

御協力、ありがとうございました。

事務局 戸上副市長、ありがとうございました。

今後の議事進行につきましては、熊谷会長にお願いさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、戸上副市長は公務のため、ここで退席いたしますので、よろ

しくお願いいたします。

それでは、熊谷会長、北村副会長、会長席へ移動願います。

会長に就任されました熊谷会長に、一言御挨拶をお願いいたします。

会長

改めまして、熊谷でございます。どうぞよろしく申し上げます。

今まで色々とお話がありましたとおり、今、少子高齢化社会を迎え、まちのすがたを大きく変えようという動きが出ている訳でございます。特に、人の住むところ、集うところを「極」と言いますが、色々な部分に「極」を作ろうという動きがあります。ただ、それだけをやってまいりますと、その「極」がある意味、孤立してしまう事態になりかねません。今日、皆様が、これから議論していく公共交通網というのが、その「極」をつなぐ大事な役割を担っていくというところがございます。

公共交通と申しますと、先程もご説明ありましたが、どうしても自転車・バスが主要な交通施設というものをイメージしますし、それは非常に重要ですが、それ以外にも御説明ありましたように、例えば障害者向けのサービスの話であるとか、高齢のタクシーの話ですとか、あるいはバスの補助券ですとか、非常に多様性に富んでいる訳でございます。

そういった意味で、今日御参集の皆様の英知をこの場で結集いたしまして、この協議会の目的であります「地域公共交通網形成計画」の策定を、皆様の議論で高めていって、まとめていければと思っております。

微力ではございますが、皆様の御協力を賜りますよう改めてよろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

次に、副会長に就任されました北村副会長、一言御挨拶をお願いい

たします。

副会長 改めまして、大阪府立大学工業高等専門学校の前村でございます。
先程ご紹介にもありましたように、公共交通・インフラ全般を対象としております。私もこの場で色々勉強していけたらと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 ありがとうございます。
それでは、案件に戻らせて頂きます。
熊谷会長、議事進行、よろしくお願ひいたします。

会長 それでは、案件に入らせて頂きます。
案件(2)、協議会の運営について、事務局より説明をお願いします。

事務局 道路交通課の前口でございます。よろしくお願ひいたします。
ただいまより、「協議会の運営について」を説明させていただきます。
地域公共交通網形成計画策定に係る関係例規について、順次、説明させていただきます。

始めに、資料2をご覧ください。

まず、本協議会を設置するに当たり、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例に、市長の附属機関として、地域公共交通網形成計画の作成及び実施についての協議に関する事務を担当事務とする「寝屋川市地域公共交通協議会」を設置するものでございます。

次に、資料3をご覧ください。

本協議会の、組織及び運営に関し必要な事項を定めた「寝屋川市地域公共交通協議会規則」を制定いたしました。委員の委嘱、任期、会議等に関する事項について記載しております。

なお、第6条第4号をご覧ください。

会議を欠席した場合の規定であり、あらかじめ代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって、当該委員とみなしますので、今後、都合により欠席される場合は、事務局まで報告をお願いいたします。

次に、資料4をご覧ください。

本市では、寝屋川市審議会等の設置、運営及び公開に関する指針に基づき、会議の運営や公開について、運用を行っております。本協議会においても、同指針に基づき、運用したいと考えております。また、協議会終了後に議事録を作成し、各委員の確認を経て、会長の承認を頂いた後、本市のホームページにおいて、公開してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、資料5をご覧ください。

本協議会の傍聴に関する事項につきましては、寝屋川市審議会等の傍聴に関する要綱に基づき、運用を行っております。傍聴の受付につきましては、会議の開始時刻前から行き、先着順とさせていただきます。傍聴人の定員につきましては、本会場の都合もございますので、傍聴人の定員は10名と考えております。

以上で、説明を終わらせて頂きます。

会長 案件(2)の説明が終わりましたが、内容について、ご意見・ご質問があればお願いいたします。

委員 「寝屋川市審議会等の傍聴に関する要綱」の第7条において、飲食物をとってはならないとの規定がございます。この表し方はまぎらわしいんじゃないかと思えます。現実には皆様のテーブルに飲み物が出ていますように、食べたりするのはよくないですが、飲み物に関してはお茶とかお水は飲むと思えます。飲食物という表し方は如何なものか懸念を持っているのですが、その点はどうでしょうか。

会長 事務局からお答えできますでしょうか。

事務局 「寝屋川市審議会等の傍聴に関する要綱」を作成した所管課に確認させて頂きまして、今後、飲食物について、傍聴人及び委員も含めまして、取扱いを確認させて頂きます。よろしく願いいたします。

会長 検討の方、よろしく願いいたします。

他にございませんか。一旦ここで質疑を打ち切ります。

それでは、本会議については、公表とするものとし、傍聴については、原則認めるという形で進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の傍聴希望者の方はおられますでしょうか。

事務局 高見様他、1名の傍聴したい旨の申し入れがあります

会長 では、傍聴者の入場をお願いいたします。

傍聴人の方にはお願いですが、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っただきますか、マナーモードに設定をお願いいたします。

続きまして、案件(3)、地域公共交通網形成計画の策定に向けてを、事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして、「地域公共交通網形成計画の策定に向けて」を説明させて頂きます。

始めに、計画策定の目的でございますが、資料6をご覧ください。

資料6～12につきましては、スクリーンにも表示しておりますので、ご参考にご覧下さい。

経過といたしまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

の一部を改正する法律が施行され、地域公共交通の現状・問題点・課題の整理を踏まえ、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に地域公共交通網形成計画を策定することとなりました。これを受けまして、本市の実情に応じた多様な交通手段について、関係機関等と連携を図りながら、持続可能な交通社会と活力ある都市の実現を目指していきたくと考えております。

計画の位置付けといたしましては、地域にとって望ましい公共交通網のすがたを明らかにする「マスタープラン」としての役割りとなるものでございます。また、本市の上位計画であります、「第五次寝屋川市総合計画 後期基本計画」をはじめ、「寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「寝屋川市都市計画マスタープラン」、「寝屋川市人口ビジョン」、今後、策定が進められている「立地適正化計画」等と整合・連携を図りながら、地域公共交通網形成計画を策定してまいります。

なお、各計画の抜粋資料を添付しておりますので、順次、説明させていただきます。

資料7の「第五次寝屋川市総合計画 後期基本計画」の51ページをご覧ください。

「施策25 利便性の高い快適なまちをつくる」の「現状と課題」に、高齢化が進展する中、買い物等日常生活の利便性を向上させるためには、更なる公共交通機関の充実や快適な道路環境の創出が必要となっており、「施策の展開」に「公共交通等の整備促進」として、周辺市との広域連携を見据え、タウンくる、路線バス等の運行に係る見直しにより公共交通等の利用促進を図るなど、多様な交通手段による日常生活の利便性の向上を図るとの記載がございます。この記載内容が、上位計画との整合・連携を図ることに繋がっております。

次に、資料8の「寝屋川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の11ページをご覧ください。

「都市機能の強化」について、子どもから高齢者、障害のある方等が歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めるとともに、主要生活道路や都市計画道路の整備、公共交通の利便性の向上等（コンパクト・プラス・ネットワーク）に取組み、都市機能の強化を図るとのとの記載がございます。この記載内容が、上位計画との整合・連携を図ることに繋がっております。

次に、資料 9 の「寝屋川市都市計画マスタープラン」の 15 ページをご覧ください。

寝屋川市の将来の都市像の実現に向けて、目指すべき方向が(2)の 4 段落目に記載がございます。更に、30 ページに「道路・交通体系整備の方針」として、③番、交通体系については、鉄道やバスなどの公共交通機関の更なる充実を目指すとともに、移動の円滑化や安全・安心で快適な交通環境の整備を推進するとの記載がございます。この記載内容が、上位計画との整合・連携を図ることに繋がっております。

次に、資料 10 の「寝屋川市人口ビジョン」の 6 ページをご覧ください。

65 歳以上の高齢者と高齢化率の推移の記載がございます。平成 22 年の国勢調査の調べでは、約 55,000 人で、昭和 50 年からの 35 年間で約 6 倍に増加していることが分かります。高齢化率では、平成 17 年度まで国・大阪府を下回っていましたが、平成 22 年には 23.4%となり、国・大阪府を上回りました。これらの分析等を踏まえた将来の展望として、56 ページの最後に、平成 52 年（2040 年）の目標人口 200,000 人の目標を掲げ、長期的な定住環境の整備を進めるとの記載がございます。この記載内容が、上位計画との整合・連携を図ることに繋がっております。

次に、資料 11 の「立地適正化計画に関する基礎調査の概要」の 1 ページをご覧ください。

この資料につきましては、平成 30 年 3 月末に立地適正化計画の策定を予定しており、昨年度、基礎調査を実施した概要版の資料でございます。

ます。

立地適正化計画の目的として、人口減少・少子高齢化社会に対応するため、駅周辺をはじめ、さまざまな都市機能が集積している地区に、拠点を構築することにより、「コンパクトな都市」の形成を目指しております。また、国においても「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えのもと、都市機能の集約と公共交通の充実等による、持続可能な都市を目指した、立地適正化計画の策定を予定しております。

4 ページをご覧ください。

右下の、基幹的公共交通路線の徒歩圏人口カバー率ですが、見えにくいかと思しますので、スクリーンに同じ図を写しております。併せて、ご覧ください。図の紫色の範囲につきましては、バス停 500m 圏でございまして、水色の範囲につきましては、鉄道駅 1 k m 圏となっております。一部、ここの地域が空白となっておりますが、昨年度、イオンモール四條畷店がオープンしたことにより、寝屋川市駅～イオンモール四條畷間の路線バスを新たに開設いたしましたので、現在は、市内における鉄道駅やバス停からの徒歩圏につきましては、概ね市域を充足しており、公共交通へのアクセス性は良好な状況でございます。

7 ページをご覧ください。

本市における公共交通サービスの現状といたしましては、鉄道駅やバス停からの徒歩圏は、概ね市域を充足しておりますが、20 年後の生産年齢の転出等による人口減少等が進んだ場合、公共交通サービスの低下の懸念が想定されます。また、課題として、バス路線網や運行サービスの見直しを行い、市民の大切な移動手段として、バス路線等の維持に努める必要があるとの調査結果でございます。このような、課題や問題点を整理し、今後、委員の皆様におかれましては、多様な交通手段について、意見・知恵を出し合いながら、具体的な公共交通の施策を御検討頂ければと思っております。

次に、計画策定のスケジュール（案）についてでございますが、資

料 12 をご覧下さい。

地域公共交通網形成計画の策定期間につきましては、平成 28 年度～平成 30 年度の 3 か年を予定しております。

次に、協議会の開催予定ですが、今年度につきましては、2 回を予定しており、次回の協議会につきましては、来年 2 月下旬を予定しております。なお、平成 29 年度及び平成 30 年度につきましては、それぞれ 4 回程度、開催を予定しております。

次に、戸上副市長を会長とした、本市の庁内における策定委員会を立ち上げており、案件に応じて随時開催を考えております。

次に、地域公共交通網形成計画を策定するに当たり、知識・手法等に熟知しているコンサル業者のノウハウを活用するため、来年度以降、委託発注を考えております。基礎調査につきましては、平成 29 年度に市民アンケート等を行い、市民の意向や課題等を確認し、目指すべき公共交通の在り方（案）の作成に向け、議論を重ねます。計画策定につきましては、平成 30 年 12 月中旬には計画（案）を作成し、平成 31 年 1 月にはパブリック・コメントの手続きの実施を行い、3 月に計画を策定してまいりたいと考えております。

以上で、説明を終わらせて頂きます。

会長 ありがとうございました。

ただいまの案件(3)について、ご意見・ご質問などございましたらお願いいたします。

委員 「寝屋川市人口ビジョン」の統計の中で、人口が平成 22 年度になっているのですが、もう少し新しい年度は出ないのですか。今後、検討していく中で不安があるのですが。

会長 事務局、お答えできるでしょうか。

事務局 平成 22 年度のデータは確かに 6 年前の資料でございますので、平成 27 年度のデータを活用し、今後、検討していきたいと考えております。

会長 恐らく、平成 22 年度のデータは国勢調査のデータをベースにしていますのでこのピッチでやられていると、最新のデータがまだ集計中なので国勢調査では出ていないと、ただ、市独自のデータはお持ちなので、今後はその資料を使って検討していくというお答えでよろしいでしょうか。

その他如何でしょうか。

委員 「立地適正化計画」の中で 4 ページの資料ですが、鉄道駅圏内半径 1 km というのはよく使っているのですが、バス停圏内では、確か土木学会が出しているハンドブックでは 300m ぐらいで取っているケースが一番多いのではと思っております。寝屋川市の特徴をとらえれば、東部地域を除けばフラットな状態、平坦地が多いので 500m でもいいのかなあと思うのですが、500m 移動するとなれば恐らく移動距離とすれば 1.4 倍の距離となるので、700m 歩くよということになると、バスの利用者からの視点から見れば、少し厳しいのではと思っておりますが、もし何かあればお教え頂きたいと思えます。

会長 事務局からお答えお願いいたします。

事務局 立地適正化計画につきましては、500m をもとに検討されたと聞いておりますが、300m については、今後、委託等も考えている中で、この協議会で検討頂ければと考えております。

会長 高齢化社会を迎える中で、この数字そのものについてもこの協議会

で議論になればと思います。他にございませんか。ないようでございますので、一旦、質疑を打ち切ります。

続きまして、案件(4)、寝屋川市が取り組む交通について、事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして、「寝屋川市が取り組む交通について」を説明させていただきます。

資料 13 をご覧下さい。

寝屋川市が取り組む交通についてでございますが、これは、庁内において、車両等を利用した業務を紹介させていただきます。

道路交通課におきましては、タウンくるというコミュニティバスを運行しております。現在、3路線を運行しており、年々増加傾向ではありますが、1便当たり約10人の乗降客数となっており、赤字路線となっております。

高齢介護室におきましては、買い物等外出促進事業・バスカード購入補助事業・外出援助サービス事業を行っております。

買い物等外出促進事業につきましては、自治会に車両を貸し与え、高齢者の介護予防及び閉じこもりの防止を図っております。現在、4地区において、事業を行っております。

次に、バスカード購入補助事業につきましては、65歳の高齢者に対し、京阪バスで使用できるバスカードの購入費用の一部を補助しており、購入補助券と引き換えに販売を行っております。

次に、外出援助サービス事業につきましては、6コミセンにおいて、各1台車両を有し、介護を要する高齢者に対し、できるだけ自立した生活を継続することができるよう支援を行っております。

障害福祉課におきましては、重度障害者タクシー基本料金助成事業・重度障害者等移動支援事業を行っております。

重度障害者タクシー基本料金助成事業につきましては、在宅の重度

障害者に対し、タクシー基本料金を助成しており、日常の利便と社会参加の促進を図っております。

次に、重度障害者等移動支援事業につきましては、車椅子等を使用しなければ移動することが困難な重度障害者に対し、外出を支援することにより、自立した生活の推進を図っております。

資産活用課におきましては、シャトルバス運行業務を行っております。シャトルバス運行業務につきましては、本庁舎と総合センター間での行政手続きがスムーズに行えるよう、施設間アクセスとして運行しており、現在、13往復で実施しております。

次に、1枚資料をめくって頂き、寝屋川市公共交通事業箇所図をご覧下さい。

市内における交通手段等について、寝屋川市の位置関係を表示させて頂きました。見えにくいかと思いますので、スクリーンに同じ図を写しております。併せて、ご覧下さい。まず、鉄道につきましては、京阪本線が市の中央を南北に走っており、香里園駅、寝屋川市駅、萱島駅と3駅ございます。また、市の東側にJR学研都市線が走っており、東寝屋川駅がございます。

次に、道路交通課のタウンくるにつきましては、まず、木屋ルートですが、オレンジ色の線でございまして、香里園駅～寝屋川市駅間を運行しており、淀川河川公園・総合センターを經由しております。次に、黒原ルートですが、黄色の線でございまして、萱島駅を発着としており、黒原・高柳方面を巡回しております。次に、木田・河北ルートですが、ピンク色の線でございまして、河北～寝屋川市駅間を運行しており、萱島駅・木田方面を經由しております。なお、1日1本ではございますが、総合センターへ乗り入れております。なお、一部線が途切れておりますが、四條畷市を運行しております。ソフトの関係上、寝屋川市域にしか反映できない状況でございます。

次に資産活用課のシャトルバスにつきましては、市役所～総合セン

ター間を運行しております。

次に、高齢介護室の買い物等外出促進事業につきましては、まず、仁和寺・点野地区ですが、市の西側、淀川近辺の地区となっており、寝屋川市駅より約 2.7 k m の位置関係でございます。

次に、成田地区ですが、市の北東部に位置しており、この近辺は丘陵地でございます。香里園駅より約 1.2 k m、寝屋川市駅より約 3 k m の位置関係でございます。

次に、寝屋川中央・東地区ですが、中央小学校区及び東小学校区の自治会が対象となっており、他の地区と違い、幅広い地域の皆様にご利用頂いております。

最後に、三井秦住宅地区ですが、市の東部に位置しており、大阪府営住宅の中の一画に位置してございまして、寝屋川市駅より約 2.3 k m の位置関係でございます。

なお、空白の場所につきましては、幹線道路において、路線バスが運行している状況でございます。

参考といたしまして、マップねやがわを配布しております。タウンくる及び路線バスの経路を記載しておりますので、後ほど、ご確認頂ければと思っております。

次に、路線バスとタウンくるの車体についてでございますが、実際に写真を見て頂いてわかると思いますが、路線バスについては、全長約 10.8 m で、主に幹線道路を運行しております。タウンくるについては、全長約 7 m の小型バスでございます。約 3.8 m の違いで、路線バスが運行できない区間、生活道路を運行しております。

以上で、説明を終わらせて頂きます。

会長

ただいま、案件(4)の説明が終わりました。

これより、内容について、ご意見・ご質問を頂ければと思っております。

委員 タウンくるについてですが、3路線と説明がありましたが、確か4路線ではなかったですか。

会長 事務局より答弁をお願いします。

委員 香里園、寝屋川市駅間の音羽町ルート路線だと思いますが、京阪バスにおいて自主運行という形をとっております。寝屋川市のタウンくるの運行と異なっており、現在、京阪バスで運行して頂いております。

会長 他にございませんか。

委員 乗車率は、3路線ほとんど一緒ですね。補助金の関係ですかね。音羽町ルートが入っていないのは。

事務局 補助金についても関わりはありますが、先程も説明したとおり、3路線だけが市が取り組んでいるというところがございます。

会長 他にございませんか。

委員 シャトルバスですが、主目的が行政手続きというのはよく理解しているのですが、市民の足を確保するに当たってもっと前向きに考えて頂きたいし、現実に平日しか運行がないと、多くの障害者だけではなく一般の方たちも、総合センターが福祉の拠点であり、いろんな催し物が土日開催するといったところなので、土日も運用を考えて頂きたいし、先程の音羽町ルートですが、一番困っているのは、大勢の方たちが総合センターに行くのに木屋ルートを使うのですが、ものすごく時間がかかるので、できれば、今の音羽町ルートを消費生活センタ

一の当たりから総合センターに一旦入って頂いて、寝屋川市駅に行つて頂ければどんなに助かるかという声を聞いておりますので、その点も踏まえて今後の検討をして頂ければと思うのですが。

会長 事務局より答弁をお願いします。

事務局 委員おっしゃるとおりでございますが、まずは、市がどんな取り組みをしているかを委員の皆様にはわかって頂くために御提示させていただきました。いろんな意見が今後出てくると思いますので、その意見を出し合つてこの協議会で寝屋川市がどういった公共交通が一番いいのかということ議論して頂ければと思っております。

会長 現状は、資産活用課さんでこういったサービスを行っている、それを今後どういった活用をするのかをこの協議会で検討していくという解釈でよろしいでしょうか。

事務局 そのとおりです。

会長 他にございませんか。

委員 資料 13 の重度障害者(児)タクシー基本料金助成事業ですが、対象者の中に収入制限の記載はありますか。

事務局 所得状況は要件に入ります。そこが抜けております。

委員 勘違いしますので、資料に謳ってもらわないと困りますね。

事務局 ご指摘ありがとうございます。資料につきましては、訂正して提

出させていただきます。

会長 よろしくお願ひいたします。

先程のタウンくるの件ですが、恐らく今回の対象外ということに関しては、非常に乗降客が多いという、それで補助がなくても京阪バスさん独自で運用されている形になっている。従って、寝屋川市の取り組む交通としては外しているということによろしいでしょうか。

委員 音羽町ルートですが、寝屋川市様からの補助なしで運行している路線でございますが、たくさんの方にご利用頂いておりますが、夜の遅い便も少ないということで拡充を図ってまいりましたけれども、やはりバス事業を黒字にするというのは難しい事業でございますので、その中で特に小型のバスは定員が非常に少なく、立って頂いている状態であっても赤字になるような路線でございます。寝屋川市内の路線につきましては150円で運行させて頂いておりますので、決してたくさん乗って頂いて、京阪バスの収入の支えになっているという路線ではないというのが現状でございます。

会長 採算が取れていると言ったらまずいですね。非常に多くの方が乗車されているとういうことによろしいですね。

委員 そのとおりです。

会長 私から一つだけ、先程のタクシーのところで、補助券を月2回年間24枚交付ということですが、これは、1枚につき片道という解釈でしょうか。つまり月1回往復分という配布の形でしょうか。

委員 タクシーの補助券1枚につき、片道でございます。

会長 ありがとうございます。
 その他、何かございませんか。ここで、一旦質疑を打ち切ります。
 最後に、案件(5)、その他について、事務局何かございますか。

事務局 「その他」といたしまして、次回の協議会の開催につきまして、御報告させていただきます。

 次回の協議会の日程でございますが、来年2月末頃を予定しております。日程につきましては、早めに調整させて頂き、決まり次第、御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

 以上でございます。

会長 次回の開催は2月下旬ということで、また、正式に案内がございますので、よろしくお願いいたします。

 案件は、以上でございます。本日、委員の皆様から1回目ということですが、大変貴重な御意見・ご指摘を頂きました。事務局で整理して頂き、次回の協議会において、検討を更に深く進めていきたいと思えます。

 慎重審議頂き、誠にありがとうございました。

事務局 熊谷会長、議事進行、誠にありがとうございました。

 最後に、茂福理事より、閉会の挨拶をいたします。

理事 閉会に当たりまして、一言、御礼の御挨拶を申し上げます。

 本日は、長時間に亘り、慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。本日頂きました御意見を踏まえ、本市における公共交通に係る課題等を十分に整理し、本市にとってふさわしい交通体系について検討してまいります。計画策定につきましては、平成30年度とな

っておりますので、今後におきましても御指導・御鞭撻の程よろしく
お願い申し上げます。日ましに寒くなってまいりましたので、委員の
皆様におかれましては、お身体にご自愛いただき、益々御活躍されま
すことを御祈念いたしまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。本日
は、誠にありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

以上をもちまして、第1回寝屋川市地域公共交通協議会を閉会いた
します。

本日は、皆様お忙しい中、誠にありがとうございました。